# 引津保育園 重要事項説明書

## 1 施設運営主体

名	称	社会福祉法人 育誠会		
所	在 地	世 〒819-1331 福岡県糸島市志摩久家2911-3		
電	話 番 号	092-328-3440		
代	表者氏名	理事長 大蔵 誠嗣		

# 2 施設運営主体

施設の種類	認可保育所			
施設の名称	引津保育園			
施設の所在地	〒819-1331 福岡県糸島市志摩久家2911-3			
連 絡 労	電話番号 092-328-3440 ファックス 092-328-3441			
管 理 者	園長 大蔵 浩子			
事業認可年月日	昭和28年3月3日			
法人認可年月日	昭和 55 年 6 月 24 日			
	(1) 利用定員			
	子どもの区分定員			
41 B & E	2 号 認 定 子 ど も 75名			
利用定量	`│			
	3 号認定子ども 満 1 歳 未 満 10 名			
	※地域保育の需要等により、利用定員を超えて受け入れる場合があります。			
特別保育の実施状況 延長保育事業 (1時間)、一時預かり事業、障害児保育事業				
※令和5年4月1日現在				
	※令和5年4月1日現在			
	※令和5年4月1日現在       職     名     常     勤     非     常     勤			
	※令和5年4月1日現在       職     名     常     勤     非     常     勤       園     長     1名			
	※令和5年4月1日現在       職     名     常     勤     非     常     勤       園     長     1名       主任保育士     1名			
職員体制	※令和5年4月1日現在       職     名     常     勤     非     常     勤       園     長     1名       主任保育士     1名       保育士     11名     9名       看     師     1名			
職員体制	※令和5年4月1日現在       職     名     常     勤     非     常     勤       園     長     1名       主任保育士     1名       保育士     11名     9名       看     師     1名			
職員体制	※令和5年4月1日現在       職     名     常     勤     非     常     勤       園     長     1名       主任保育士     1名       保育士     11名     9名       看護師     1名       子育て支援員     2名     2名			
職員体制	※令和5年4月1日現在       職     名     常     勤     非     常     勤       園     長     1名       主任保育士     1名       保育士     11名     9名       看護師     1名       子育て支援員     2名     2名       保育補助     2名			
職員体制	※令和5年4月1日現在       職     名     常     期     非常期       園     長     1名       主任保育士     1名       保育士     11名       子育て支援員     2名       保育補助     2名       栄養士     2名			

## ※令和5年4月1日現在

クラス編成

対象年齢	クラス名	児童数	合 計
0歳児	つぼみ組0	4名	
1 歳児	つぼみ組1	20名	
2歳児	さくら組	18名	114名
3歳児	もも組	24 名	114 泊
4歳児	ばら組	24 名	
5歳児	ゆり組	24 名	

## 3 施設の運営方針

保	育	方	針	よく食べ、元気に遊び、日々を大切に生きる。
望まし	<b>ン</b> い子	ども	の姿	<ul><li>・健康で明るい子ども</li><li>・素直で思いやりのある子ども</li><li>・おちついて人の話が聞ける子ども</li></ul>
保育	育 の	目	標	豊かに伸びていく可能性をもつ子どもが、今を幸せに生き、又望ましい未来をつくり出す力の基礎をつちかうことを保育の目標としています。 ・ひとりひとりの子どもの姿を、正しく見つめて保育する。 ・常に暖かい心で接し、やさしい心を育てる。 ・保護者や地域の方々と協力して、子ども達の成長を見守る。 ・子どもの健康と安全に配慮し、よい生活習慣が身に付くように、ひとりひとりに応じた援助を行う。

## 4 開所日、開所時間および休所日

開 園 日	月曜日から土曜日まで	
開所時間	平日・・・午前 7 時 00 分から午後 19 時 00 分まで 土曜日・・午前 7 時 00 分から午後 18 時 00 分まで	
保育標準時間	午前 7 時 00 分から午後 18 時 00 分まで	
保育短時間	午前9時00分から午後17時00分まで	
延長保育時間	保育標準時間・・・午後 18 時 00 分から午後 19 時 00 分まで 保育短時間・・・・午前 7 時 00 分から午前 9 時 00 分、午後 17 時 00 分から午後 19 時 00 分まで ※土曜日の延長保育はありません。	
休 所 日	日曜日、国民の祝日	

## 5 保育料金および実費徴収について

保育料について		毎月の保育料は糸島市が決定します。直接糸島市へお支払いください。保育料や具体的な支払方法等につきましては、糸島市の子ども課にお問い合わせください。																																						
				保育料	のほかに、保護者に	ご負担いただくものとし	て以下のものがありま	す。																																
						0 歳~2 歳児	3 歳~5 歳児																																	
					主食費	なし	800 円/月																																	
					副食費	なし	4,500 円																																	
					保護者会費	400 円/月	400 円/月																																	
			· 収		絵 本 代	なし	350 円~450 円																																	
	-44-	old.			通園バス利用料	往復料金 2, (片道料金 1,300 円	,																																	
実	費	徵 収			新年度用品	1,750 円~2,210 円	5,560 円~5,810 円																																	
					冬スモック	なし	4,770 円																																	
					長袖体操服	なし	3,760 円																																	
						半そで体操服	なし	2,030 円																																
																																						半ズボン	なし	1,930 円
						紅白帽子	590	円																																
					紅白帽子 UV ガード着脱式	1,00	0 円																																	

## <延長保育利用料>

	園児1人	園児2人	園児3人
月極め	2,800 円	5,000 円	7,000 円
1 時間延長	300 円	600 円	900 円
2 時間延長(短時間)	500 円	1,000円	1,500円

実費徴収 。

## <一時預かり利用料>

	0 歳~2 歳児	3 歳~5 歳児
昼食後 12 時まで	1,000円	700 円
15 時おやつ後まで	2,000 円	1,500円
17 時まで	2,800 円	2,000円
18 時まで	3,300円	2,500円

## 6 施設の年間行事予定

4月	入園式、進級式、歯科検診、定例健康診断、保育参観および保護者会総会、海岸清掃(年長児)
5月	こいのぼり持ち帰り、今津運動公園(3歳以上児)、尿検査、衣替え、海岸清掃(年長児)
6月	布団オゾン乾燥、芋苗植え、時の記念日製作物持ち帰り、海岸清掃(年長児)、就学前健康診断
7月	プール開き、七夕お誕生会、園外保育(3歳以上児)、ミニキャンプ(年長児)、どろんこ遊び(全園児)トウモロコシ収穫(3歳以上児)、
8月	プールあそび、どろんこ遊び(全園児)、保育参観(3歳未満児)・保護者会総会
9月	第68回運動会、新一年生旗取り、海岸清掃(年長児)
10 月	海岸清掃(年中児、年長児)、定例健康診断、芋ほり遠足、歯科検診(全園児)、観劇会
11月	衣替え、小発表会、海岸清掃(年長児、年中児)
12月	第68回発表会、海岸清掃(年長児、年中児)
1月	卒園・修了写真撮影、祖父母交流会、保護者会総会
2月	豆まき、お別れ会、小学校入学説明会、パン作り体験(年長児)、クッキング体験(年長児)
3 月	ひなまつり誕生会、第68回卒園式、年長児園外保育
毎月の 行事	身体測定、絵本配本(以上児)、お誕生会、避難訓練、お弁当の日(5月~)、布団洗濯日

## 7 給食について

昼食・おやつ	「身体に良い物、旬の物をおいしく食べる」ことを基本に献立を作成し、地 産地消の物を取り入れた一飯一汁一菜の完全手作り給食です。保護者の方へ は毎月末に献立表を配布しますので、毎日の献立はそちらをご覧ください。
アレルギー対応等	アレルギーが疑われる場合は、医師の診断書(又は指示書)を保育園に提出してください。個別にご相談の上、診断書(又は指示書)に基づき当園で除去可能なもの除去食および代替食で対応いたします。年齢に伴い、アレルギー症状がなくなりましたら「除去食解除申請書」の提出をお願いします。

# 8 健康管理・病気の時の対応

健 康 管 理	集団生活が出来る状態での登園となります。受け入れ職員に体調についてお知らせ下さい。前日までの発熱や嘔吐下痢などいつもと様子が違う時は、必ず受診してから登園して下さい。座薬を使用しての登園は出来ません。発熱以外にも全身症状をみて機嫌、食欲、睡眠、鼻水、目やに、腹痛、下痢、吐き気、嘔吐、発疹等にも留意して下さい。 ※保育園は低年齢の集団生活で、蔓延や重篤化し易い為、早めの対応と無理な登園は控えて頂きますよう、ご協力をお願い致します。
病気の時の対応	乳幼児は十分な免疫も獲得しておらず、抵抗力も弱く、急激に危険な状態になり易い為、早めのお迎えをお願いしております(体温が37,5℃以上や繰り返しの嘔吐、下痢、腹痛、食欲不振、機嫌不良等の全身状態)また、体温がいつもより高い、様子が違うなどの時には、状態をお知らせします。急なお迎えに備えて、連絡がすぐにとれるよう、またお迎えに来ることが出来るよう(祖父母、親戚、近隣等)お願いします。
登園届・意見書について	園ではできるだけ集団生活の場で病気が広がらないようにするため、意見書 (医師記入)および登園届(保護者記入)の提出をお願いしています。症状が回復していても、意見書の提出がない場合は自宅での保育をお願いすることがあります。学校伝染病に定められていない伝染病についても、乳幼児がよくかかる感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。集団生活に適応できる状態に回復してから登園するようご配慮いただきますようお願いします。
<u>意見書</u> が必要な 感 染 症	麻しん(はしか)、インフルエンザ、風しん、水痘(水ぼうそう)、結核、百日咳、咽頭結膜炎(プール熱)、アデノウイルス感染症(咽頭炎・結膜炎)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、腸管出血性大腸菌感染症(0-157等)
<u>登園届</u> が必要な 感 染 症	溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、ヘルパンギーナ、ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)、RSウイルス感染症、突発性発疹、帯状疱疹
与薬について	保育園での与薬は原則として取り扱わないことになっています。ただし、やむを得ない場合は、医師の「投薬指示書」(緑色)と保護者の「与薬依頼票」を提出頂いて与薬するようにしています。塗り薬の場合も同様ですが、できるだけ登園前に塗っておいていただくと助かります。目薬の与薬は取り扱っておりませんので、ご家庭にて登園前の与薬をお願いします。 ※一包ごとにお子さんの名前、日付、飲ませる時間を油性ペンなどで書いて持ってきて下さい。 ※一日に一回分だけをお預かりいたします。 ※シロップは一回分だけを容器に入れて下さい。 ※薬によっては、朝夕の2回にできるものもあるそうなので、できれば医師に相談して、そのようにして頂くと助かります。 ※『与薬依頼票』は一薬と一緒に保護者が記入して園に提出して下さい。 ※3日間続けて服用して改善がみられないときは、医師に相談して下さい。 ※『投薬指示書』『与薬依頼票』とも日付に誤りがある場合は与薬できませんので、必ず確認して下さい。

# 9 利用の終了に関する事項

	当園は、利用する子ども又はその保護者が、次に掲げる状況に該当するとき
	は、保育の提供を終了します。
	1、小学校に就学したとき。
保育の提供の終了	2、2号認定子ども又は3号認定子どもでなくなったとき。
	3、子どもの居住地の市町村と協議のうえ保育の提供の継続が適当と認められ
	ないとき。
	4、保護者から退園の申し出又は転園をしたとき。
1月774年月の五姓も	保護者は、当園を退園又は転園しょうとするときは、原則として退園又は転
退園又は転園の手続き	園をする月の1か月前までに園長に対し退所届を提出するものとします。

### 10 緊急時および災害時の対応について

保護者と連絡が取れない時

さい。

<b>窓時および災害時の</b> 図	がについて
保育中に容体の急変	保育の提供中に子どもに体調の急変があった場合は、速やかに保護者へ連絡
等があった時	をし、必要な措置を講じます。
管轄する消防署	糸島消防署(糸島市前原1783-1 TEL322-4222)
管轄する警察署	糸島警察署(糸島市前原中央1-6-1 TEL323-0110)
	1. 園の所在地域に「避難準備情報」が出たとき
	開園時間前であれば、保護者に対し、当日閉園を連絡する。
	開園時間中に避難準備情報がでた場合は、結果的に閉園となる。
	① 登園児を施設内の安全な場所や避難所に移動させる。
風水害等により	② 園児の保護者に連絡し、園児を引き渡す。
閉園する場合	2. 事前連絡により、すべての保護者に理解を得たとき
	警報の発表や事前の台風情報により、施設に被害の可能性があり、園児
	の安全確保が困難な場合には、保護者に連絡をとり、自宅保育の可否の
	確認と依頼を行う。保護者の理解と協力により、登園児がいない場合
	は、結果的に閉園となる。
	1. 施設の停電や保育士の通勤不能な状況を想定の上、来援時に対する保育士
	の配置や非常給食を準備する。
团 4. 皮 炊 )~ 1. 10	2. 2次災害を避けるため、できるかぎり、警報中に園児の受入れと保護者の
風水害等により開園する場合	引き渡しを避ける。
	3. 施設自体は安全であっても、周囲と孤立した状況になり園児の安全確保か
	困難な状況になり得る可能性があるため、限られた人材、設備や器具、備
	蓄食料を有効活用する。
	当園における災害時の避難場所は以下のとおりです。 
	第1避難場所 第2避難場所
避難場所について	園舎の火災の場合 ドーム納骨前広場 南側海岸埋立地
	津波園舎屋上
	地 震 引津小学校 引津公民館
引き渡しについて	│災害発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。たた │し、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。
	し、灰青の状況に応じて現地で行き渡り場合があります。 緊急時で保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、
terrette le 3 3 le 66 3 3 me 3 3 3 me 1	糸心吋

当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承くだ

#### 11 防犯、事故防止のための措置

防犯、事故防止のための措置	当園は、園児の安全を確保するための定期的に施設整備の点検を行い、日常の保育環境の設備をしています。保育中の安全には十分に注意を払っておりますが、万が一の時に備えて、日本スポーツ振興センターの保険にかにゅうしております。(保険料の一部は保護者会よりご負担いただいております。)
避 難 訓 練	火事、地震、津波、不審者対策などを想定した避難訓練を毎月1回実施しております。また年に1回は警察署および消防署の立合いの元で避難訓練を実施しております。
非常災害用備蓄	災害などで帰宅困難となった場合の防災備蓄品(飲料水、非常用ビスケット、 衛生用品など)を保管しております。また、非常用発電機も備えております。

#### 12 嘱託医および嘱託歯科医について

嘱	託		医	岩隈医院 院長 高妻 一郎 糸島市志摩御床91-1 TEL328-2525
嘱	託 歯	科	医	たけだ歯科クリニック 院長 竹田 茂樹 糸島市波多江駅北4-3-1-1F TEL330-8020

#### 13 苦情等の受付について

苦	情	相談	窓	П	苦情解決責任者 園長 大蔵 浩子 苦情受付窓口 主任 日吉 祐子
第	三	者	委	員	井上 藤孝、高武 清
福岡県運営適正委員会事務局				務局	春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階 TEL092-584-3790(平日9:00~17:00)

#### 14 賠償保険加入状況

保	険		会	社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保	険	$\mathcal{O}$	種	類	保育園賠償責任保険

#### 15 個人情報の取り扱いについて

個人情報は、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取扱います。また、次に 掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使 用することがあります。 (1)個人情報の提供 ア 保育所児童保育要録を送付するとき 小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料(保育所児童保育 要録)を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保 育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。 イ 緊急を要するとき 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことが 個人情報の取り扱いに あります。 2 ウ 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき 保育の提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認 定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。 (2)個人情報の使用 ア 保育料の金額の情報 お住まいの市町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、時 間外保育料の徴収など必要な範囲に限って使用します。 イ 子ども及び子どもの世帯の情報

って使用します。

提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限